

## タブレット端末の貸与について

平戸市では、小・中学校のすべての児童生徒に一人一台タブレット端末(Chromebook)を貸与しています。これは、個に応じた学習指導の一層の充実や非常時のオンライン学習を可能とすることを目的とした、国のGIGAスクール構想に沿った事業です。同一校内では、端末を持ち上がりで使用することとなります。

貸与について、保護者の皆様には、以下の点について、ご理解とご協力をお願いします。なお、故意でない破損、故障につきましては、教育委員会が修理費を負担することを申し添えます。

### 貸与に関する留意事項

#### 紛失又は損傷について

##### (1) 学校内にて

学習者用端末が、故意又は重大な過失により紛失又は損傷した場合、使用者又は行為者の保護者の責任において現状復旧をお願いします。

##### (2) 学校外にて

家庭での使用や登下校において、使用者の責任に帰さない紛失や損傷以外は、保護者の責任において現状復旧をお願いします。

#### 【故意又は重大な過失の例】

- 学習者用端末を投げて破損した。
- 学習者用端末をラケット代わりにしてボールを打ち、破損した。
- 学習者用端末を水の入ったバケツの中に入れて故障させた。

#### 【使用者の責任に帰さない場合の例】

- 自然故障のバッテリー容量の低下など
- 災害時の被災による紛失や損傷など。
- 盗難による紛失や事故による損傷など。

### 持ち帰りについて

持ち帰り時の約束については、児童・生徒用「タブレットを使うときの5つの約束」並びに、保護者用「ご家庭で気をつけていただきたいこと」をご確認ください。